

令和 2 年 4 月 7 日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会  
教育長 岸田 隆博

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業の措置及び今後の対応について  
(令和 2 年 4 月 7 日時点)

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、市内各小・中学校における臨時休業の対応については、昨日、ご案内をした  
ところではありますが、兵庫県で新たに、国の緊急事態宣言を受けた対応として、県  
内の県立学校を 5 月 6 日（水）まで臨時休業にすることが発表されました。

丹波市教育委員会では、丹波市新型コロナウイルス対策本部会議や兵庫県教育委員  
会の方針等を総合的に判断し、再度、今後の対応を下記のとおり決定いたしました。

つきましては、刻々と変わる新型コロナウイルス感染症対策の中、度重なる連絡と  
なってしまう、保護者の皆様にはご迷惑、ご負担をおかけいたしますが、今後の対応  
につきまして、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

## 記

### 1 今後の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、その危険性を回避するとともに、子  
どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時  
間集まることによる感染リスクに備える観点から、**4月10日（金）の午後から5  
月6日（水）までを臨時休業とします。但し、以下の理由により、週2日を限度に  
登校日を設けます。**

- ・兵庫県教育委員会の方針では、第2学区（阪神・丹波）は週1日の登校日を設ける  
となっておりますが、感染未確認地域のため、週2日の登校日を設ける。
- ・長引く臨時休業により、児童生徒のストレスが高まり、心身に影響が出る可能  
性があるため、児童生徒の心のケアを行う必要がある。
- ・新年度を迎えた期待や不安に配慮し、児童生徒の学習意欲や仲間作りを促して  
いく大切な時期である。
- ・学習を保障する必要がある。

### 2 臨時休業中の過ごし方

- (1) 手洗い・咳エチケットの励行、状況に応じたマスクの着用などの感染症対策  
の徹底をお願いします。
- (2) 咳や発熱などの風邪症状が見られる場合は、医療機関に相談し、新型コロナ  
ウイルス感染の疑いがある場合は、その結果を学校へご連絡ください。濃厚接  
触等があった場合につきましては、保健所に問い合わせいただき、その結果を  
学校までご連絡ください。
- (3) 臨時休業中は、学校からの連絡を受けて、家庭学習や読書等に進んで取り組  
ませてください。
- (4) 臨時休業中は、不要不急な外出を控え、自宅で過ごすように指導をお願いし  
ます。(※塾等の習い事への参加については、今回の臨時休業の趣旨を十分に踏  
まえていただいた上で、原則、ご家庭で判断してください。また、子どもたち

の運動不足等を解消するために、日常的な運動を安全な環境下で行うことは構いません。)

### 3 臨時休業及び登校日に伴う留意事項について

- (1) 登校日には、家庭で検温・健康観察を行い、その結果を連絡帳等に記入して、学校へ連絡願います。37.5度以上の発熱がある場合は、ご家庭で休養させていただきますようお願いいたします。
- (2) 登校日に、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒につきましては、無理な登校を促すことはありませんので、遠慮なく学校にご相談ください。
- (3) 学校において、37.5度以上の発熱や児童生徒に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、保護者の方へお迎えをお願いすることがあります。
- (4) 登校日には、できるだけマスクを着用して登校させてください。
- (5) 中学校の部活動については、中止します。
- (6) 登校日の給食については、提供しないこととしています。登校日において、午後からも授業がある場合は、お弁当の準備をお願いします。
- (7) 臨時休業中、必要に応じて、各学校のホームページや連絡メール等を活用して諸連絡をさせていただきます。
- (8) 認定こども園は開園されますが、感染拡大防止の観点を踏まえ、各家庭で利用についてご検討ください。
- (9) レインボー教室（適応指導教室）についても、学校に準じて対応するものとし、閉室します。ただし、学校の登校日の通室については可とします。

### 4 その他

- (1) 学校では、長期にわたる臨時休業になることに配慮し、登校日には、児童生徒の学習保障やストレスへの対応が十分に図れるよう、教育内容を考えてまいります。
- (2) アフタースクールについては、実施することとします。（受入の条件や対応が普段と違いますので、詳細につきましては、健康福祉部子育て支援課からの通知をご確認願います。）
- (3) 児童館、子育て学習センターについては、休館とします。
- (4) 美術館、図書館、資料館については、クラスター（集団）の発生のリスクを下げる3つの原則（①換気を励行する②人の密度を下げる③近距離での会話や発声、高唱を避ける）の観点から判断し、開館します。（図書館の学習スペース等の活用は禁止。）
- (5) 今後の対応につきましては、現時点での判断であり、今後の感染状況によっては、対応が変わることがあります。その時は、あらためてお知らせさせていただきます。